

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 知立市

人口(人) (平17国調)	面積(km ²) (平21.10.1)
66,085	16.34

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
12,483	0	853	13,336

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	21,009	20,277	733	706	338	14,669	
土地取得特別会計	8	8	-	-	-	-	
一般会計等	21,011	20,279	733	706		14,669	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	5,160	4,839	321	321	471	-	-	
老人保健特別会計	21	12	9	9	-	-	-	
介護保険特別会計	2,039	2,001	38	38	370	-	-	
後期高齢者医療特別会計	470	469	2	2	45	-	-	
水道事業会計	1,064	993	72	1,543	11	1,169	7	法適用企業
公共下水道事業特別会計	1,700	1,674	26	26	791	8,773	7,676	
公営企業会計等 計				1,939		9,942	7,683	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
刈谷知立環境組合	1,504	1,367	137	137	-	5,676	2,009	
逢妻衛生処理組合	513	499	14	14	-	83	20	
衣浦東部広域連合	4,913	4,785	128	128	-	-	-	
愛知県市町村職員退職手当組合	12,012	11,891	122	122	3,240	-	-	
愛知県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	8,284	8,128	156	156	2,936	-	-	
愛知県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	542,505	535,819	6,686	6,686	3,005	-	-	
一部事務組合等 計				7,243		5,759	2,029	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
知立市土地開発公社	0	54	8	-	-	-	-	-	
知立まちづくり株式会社	△ 7	401	400	38	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			408	38					

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,947	2,107	160
減債基金	199	200	1
その他充当可能基金	3,818	3,531	△ 287
充当可能基金 計	5,964	5,839	△ 125

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.80	5.29	△ 0.51	△ 12.92	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	21.26	19.83	△ 1.43	△ 17.92	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	4.8	3.8	△ 1.0	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	1.17	1.20	0.03						
経常収支比率	87.2	91.1	3.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。